○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から北秋田市今泉字根立場二番三七四まで	前	B A 一一・五〇～一三五・〇〇メートル	四・八二六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一一・五〇～一三五・〇〇 二四・二〇～四〇七・四一	四・八二六 四・五一二	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
能代市二ツ井町小繋字中島一一〇番四から北秋田市今泉字根立場二番二一四まで	六・九九～一八七・一九メートル	四・一一五キロメートル

四　指定する期日　令和八年三月十九日

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から北秋田市今泉字根立場二番二一四まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十日

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田県山本郡三種町森岳字西二ツ森八〇番から同町森岳字西二ツ森二八一番まで	前	二九・二八～六五・〇九メートル	一・二〇〇キロメートル
	後	三八・九二～一二二・三四	一・二〇〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奥州市水沢真城字畑ケ田五二番一から同市水沢姉体町字水ノ口前四四六番一まで	前	三八・七〇～一四三・六五メートル	〇〇・六〇〇キロメートル
	後	三八・七〇～一四三・六五	〇〇・六〇〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	奥州市水沢真城字中平一九二番二から同市水沢真城字荒谷二三番一まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十日

○関東地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十九日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第百七十七号習志野都市計画道路事業三・三・三号藤崎茜浜線

三　事業施行期間　自平成十年二月十二日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十九日　関東地方整備局長　橋本　雅道